

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する業務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理2. 資格が異動した被保険者の情報管理3. 保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理4. 保険料異動情報の管理5. 保険料期割額情報の作成及び管理6. 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信7. 簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理および情報管理8. 被保険者証の交付、納付書等の送付9. 保険料の納付情報の管理10. 保険料の還付情報の管理11. その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療システム2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム3. 住民基本台帳ネットワークシステム4. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療加入者情報ファイル2. 後期高齢者医療収納情報ファイル3. 後期高齢者医療滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの <p>(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 59の項</p> <p>(2)別表第1省令 ・第46条(第5項を除く)</p> <p>(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<p>①実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 第19条第8号 別表第2(80、82の項)</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第43条、第43条の2の2</p> <p>(3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) 第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国民健康保険課、債権管理課
②所属長の役職名	国民健康保険課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 国民健康保険課 後期高齢医療係 079-427-9388(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	5. 統合宛名システム 6. 中間サーバー	(削除)	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 59の項 (2)別表第一省令 ・第46条(第5項を除く) (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める 予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 59の項 (2)別表第1省令 ・第46条(第5項を除く) (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の 項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	(削除)	事前	—
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(80、81、82、83の項) (2)別表第二省令 ・第43条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(削除)	事前	—
平成28年8月29日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－①部署	国民健康保険課、債権回収課	国民健康保険課、債権管理課	事後	—
平成28年8月29日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	国民健康保険課長 田中一徳、債権回収課長 二川裕之	国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 二川 裕之	事後	—
平成29年5月24日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9137(直通)	加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9135(直通)	事後	—
平成30年7月19日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	債権管理課長 二川 裕之	債権管理課長 神吉 雅利	事後	—

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 神吉 雅利	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	国民健康保険課長、債権管理課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報 の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。)-不正な提 供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 -目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 -不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情 報の保管・消去-特定個人情 報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施 の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対 する教育・啓発-従業者に対 する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第2(80、82の項)</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第43条</p> <p>(3)番号法【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第8号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	事後	
令和2年9月30日	IIしきい値判定項目. 1 対象人数及び2 取扱者数	平成28年1月28日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年9月30日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 市民部 国民健康保険課 後期高齢 医療係 079-427-9388	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 国民健康保険課 後 期高齢医療係 079-427-9388	事後	
令和3年9月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	(省略)行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第19条第 7号、第8号	(省略)行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第19条第 8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正 によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号 別表第2(80、82の項)</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条</p> <p>(3)番号法【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第9号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号 別表第2(80、82の項)</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条、第43条の2の2</p> <p>(3)番号法【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第9号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	事前	令和3年7月30日公布の法改正によるもの
令和4年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	<p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	事後	-